

告 示

埼玉県病院事業告示第四号

平成十五年埼玉県病院事業告示第六号（埼玉県病院事業に係る料金のうち病院事業管理者が定める額）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成三十一年三月十五日

埼玉県病院事業管理者 岩 中 督

表診療及び検査の項第六号中の項中、

「厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準（平成二十一年厚生労働大臣告示第百二十九号）第三第六十五号に掲げるマルチプレックス遺伝子パネル検査 固形がん（根治切除が不可能又は治療後に再発したものであって、従来の治療法が終了しているものに限る。）の料金	一回につき 九一二、〇〇〇円
---	----------------

を

「厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準（平成二十一年厚生労働大臣告示第百二十九号）第三第六十五号に掲げるマルチプレックス遺伝子パネル検査 固形がん（根治切除が不可能又は治療後に再発したものであって、従来の治療法が終了しているものに限る。）の料金	一回につき 九一二、〇〇〇円
合 一 自施設で病理検体を作製の場合 一回につき 九一二、〇〇〇円 二 他施設で作製した病理検体を用いた場合 一回につき 九〇九、〇〇〇円	

に改める。